



令和5年(モ)53099号 保全異議申立事件

(基本事件 令和5年(ヨ)第2626号 動産引渡仮処分申立事件)

決 定

高松市国分寺町国分2065

5 債 権 者 国 分 寺
同代表者代表役員 大 塚 純 司
同代理人弁護士 高 木 誠 一 郎

東京都足立区千住宮元町31-18

10 債 務 者 大 森 暁 生
同代理人弁護士 川 添 丈
余 頃 桂 介

主 文

- 15 1 債権者と債務者の間の東京地方裁判所令和5年(ヨ)第2626号
仮処分命令申立事件について、同裁判所が令和5年11月22日にし
た仮処分決定を認可する。
- 2 申立費用は債務者の負担とする。

理 由

第1 申立て

- 20 1 債権者と債務者の間の東京地方裁判所令和5年(ヨ)第2626号
仮処分命令申立事件について、同裁判所が令和5年11月22日にし
た仮処分決定を取り消す。
- 2 債権者の上記仮処分命令の申立てを却下する。

第2 事案の概要等

- 25 1 債権者は、債務者に対し、大日如来像及びその付属設備一式(以下
「本件仏像」という。ただし、本件仮処分の申立て(以下「本件仮処分

申立て」という。)においては、その完成部分。なお、個別の部位等については、末尾を参照。)の仮の引渡を求める本件仮処分申立てをした。これに対し、当庁は、令和5年11月22日、債権者の本件仮処分申立てを認容する決定(以下「本件仮処分決定」という。)をした。債務者がこれを不服として保全異議を申し立てたのが本件である。

2 当事者の主張は、各主張書面に記載のとおりであるから、これらを引用する。

債権者は、民法641条(請負契約の中途解除)による請負契約の一部解除を主張して、所有権に基づき本件仏像の引渡を求めている。したがって、本件の主たる争点は、上記一部解除が認められるか否かである。これに対し、債務者は、①債務者から未完成の芸術作品である本件仏像を奪うことになるため、信義則によって民法641条の適用が制限される、②一部解除の要件である可分性、利益性の要件を満たしていない、③本件仏像の制作は不代替的作為義務に基づくものであるから、債務者は、本件仏像の引渡を拒否できるなどと主張している。

第3 主たる争点に対する判断

1 認定事実

争いのない事実、後掲証拠及び審尋の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 債権者は、高松市国分寺町に所在し、四国霊場第八十番札所である讃岐国分寺を運営する宗教法人である。(甲1)

(2) 債務者は、「D. B. Factory」の屋号で、木製彫刻の工房を運営する彫刻家である。(甲2)

(3) 債権者は、平成25年4月頃、債務者に対し、債権者において公開、展示その他に使用することを目的として、空海が平安初期に造

立した大日如来像を再現した本件仏像の制作を依頼した。制作期間は3年、制作費は3000万円を目安とした。債権者は、本件仏像の制作に当たり、本件仏像に関する図面(以下「本件図面」という。)を作成し、債務者に対し、交付した。(甲3、4)

- 5 (4) 債務者が多忙であったことから、本件仏像の制作は、平成28年
終わり頃になっても、ほとんど進まなかった。このような状況の下、
債権者は、平成28年12月6日、1000万円を支払い、その後
も、令和5年2月17日までの間、下記のとおり、債務者に対し、
本件仏像の制作費を以下のとおり支払った。支払合計額は、818
10 4万0313円であった。(甲5の1ないし5、39⑤)

ア 平成28年12月6日 1000万円

イ 平成29年12月7日 1000万円

ウ 平成30年11月16日 1000万円

エ 令和元年12月20日 1000万円

15 オ 令和3年4月21日 567万6737円

カ 令和3年12月13日 871万8613円

キ 令和4年7月7日 2583万9880円

ク 令和5年2月17日 160万5083円

- 20 (5) 本件仏像の制作期限は、この間、平成31年4月末、令和3年
3月末と次々に延期された。(甲39⑩、39⑮)

- (6) 債権者は、令和元年12月9日、設計事務所との間で、大日如来
堂(以下「本件大日如来堂」という。)の改修等に関する設計・監理
業務委託契約を締結した。(甲44)

- 25 (7) 債務者は、令和2年10月3日、債権者に対し、既に予定を大幅
に上回る制作資金を受領している旨述べた。(甲27)

(8) 本件仏像は、令和2年12月発行の雑誌においては、令和4年までには完成予定とされていた。(甲6)

5 (9) 債権者は、令和3年1月、クラウドファンディングのウェブサイトにおいて、本件仏像の制作を含む今回のプロジェクト(以下「本件プロジェクト」という。)全体の総事業費が1億3500万円であることを公表した。これに対し、債務者は、同額が本件仏像の制作費と本件大日如来堂の改修費等の合計額であることを前提とする言動をした。(甲52の1)

10 (10) 債権者は、令和4年9月頃、債務者の意向等を踏まえ、本件仏像の開眼法要の実施日を、令和5年10月7日から同月9日までの間とすることとした。(甲52の2)

15 (11) 債権者、債務者、設計事務所等は、令和5年初めから協議を行った。債権者、債務者、設計事務所等は、令和5年2月23日、打合せを実施し、①開眼法要の実施日を令和5年10月7日とすること、②開眼法要までのスケジュールを踏まえると、一刻も早く債権者と設計事務所との間で本件大日如来堂の施工に関する契約を締結し、工事等を進めていく必要があることが確認された。そして、債務者は、①自身の書籍出版のため、令和5年8月25日、本件仏像を引き渡し、これが完了した後、写真撮影をする予定である、②令和5年8月17日まで、自身の個展を開催していることから、同月25日の引渡は搬入のタイミングとしてもよいと思われる、③本件仏像の輸送業者を手配しており、令和5年8月25日の引渡のため、輸送業者に対し、できる限り早く予定を伝えておきたいなどと述べた。本件仏像の引渡日は、このような打合せを経た上で、令和5年8月
20
25 25日と決定した。(甲17、29)

5 (12) 設計事務所は、令和5年3月、同年6月中に本件仏像を完成させ、同年8月25日に本件仏像を債権者の本件大日如来堂に搬入する内容の工程表（以下「本件工程表」という。）を作成した。債権者は、同年3月21日、設計事務所及び施工業者との間で、本件大日如来堂の改修等の請負契約を締結し、本件大日如来堂の改修作業等に着手した。債権者は、ウェブサイト上に、本件仏像の完成公開は令和5年10月上旬頃を予定している旨記載した。（甲7、8、48）

10 (13) 債務者は、令和5年4月、本件仏像の完成内覧会を同年7月14日から同月16日までの3日間の日程で行うことを決定した。（甲52の3）

15 (14) 債権者は、本件仏像の制作に関し、2回のクラウドファンディングを行っていたところ、令和5年6月、本件工程表に基づく本件仏像の完成を前提とした3回目のクラウドファンディングを実施した。（甲9の2）

20 (15) 債務者は、令和5年6月、債務者主催のイベントにおいて、本件仏像に関する展示パネルを設け、同パネルに「2023年6月末に工房にて完成、8月末に讃岐國分寺 大日如来堂（本件大日如来堂を指す。）に納入、10月に開眼造立を予定しております。」と記載した。なお、債務者が、同イベントにおいて、債権者が行う予定であったクラウドファンディングの告知を拒否したことから、債権者と債務者の間にトラブルが生じ、信頼関係に破綻が生じた。（甲12、52の7・8）

25 (16) 債権者、債務者、設計事務所らは、令和5年6月5日、打合せを実施し、①令和5年8月25日の本件仏像の引渡、同年9月初旬の床のエポキシ塗装、同年10月7日の開眼法要の日程が改めて確認

されるとともに、②本件仏像の完成内覧会は、令和5年7月14日から行うことが確認された。また、債務者は、債権者の「天蓋」に対する提案に関し、上記スケジュールがらすれば、提案された同作業の実施は困難であり、同スケジュールの遵守を優先し、同作業を実施しないことが確認された。(甲18)

5 (17) 本件仏像は、令和5年6月を過ぎても完成しなかった。本件仏像の完成内覧会も中止となった。(甲52の9・11)

10 (18) 令和5年8月24日付けの徳島新聞は、本件仏像の搬入が同月下旬であり、一般公開の予定が同年10月であると報道した(なお、NHK高松放送局も、これに先立ち、2回にわたり、本件仏像の一般公開が令和5年10月であると報道している。)(甲10の1・2、11)

(19) 債務者は、令和5年8月6日、債権者に対し、契約書を作成しないと仏像を引き渡すことができないと申し入れた。(乙9)

15 (20) 本件仏像の開眼法要は、令和5年10月7日であった。債務者は、債権者に対し、契約書を作成するまで対応を待つてほしいと申し入れた。一方、債権者は、債務者に対し、速やかに本件仏像を引き渡すように求めた。(甲13の1)

(21) 本件大日如来堂の改修費用等は約5057万円であった。

20 (22) 債権者は、令和5年9月5日、債務者に対し、本件仮処分申立てをした。

(23) 当庁は、令和5年11月22日、本件仏像の仮の引渡を認める本件仮処分決定をした。

25 (24) 令和5年11月29日、本件仏像が保全執行によって債権者に引き渡された。

(25) 債務者は、現時点において、債権者が支払うべき報酬額が6億360万円であると主張している。

2 本件仏像の引渡時期についての検討

(1) 本件仏像の引渡時期について当事者間に争いがあるところ、①平成25年4月当時、制作期間は3年を目安としていたこと、②本件仏像の制作は予定どおりには進まず、期間及び制作費ともに増大したこと、③債権者、債務者、設計事務所等は、令和5年2月23日、同年10月7日の開眼法要、同年8月25日の引渡を前提とする打合せを実施したこと、④債権者、債務者、設計事務所等は、令和5年6月5日、上記と同様の日程を前提とする打合せを実施したこと、⑤債権者、債務者らは、上記二度の打合せ以降、令和5年10月7日の開眼法要を前提とした準備を一貫して行っていたことが認められ、以上によれば、本件仏像の引渡時期は、令和5年8月25日であると認めるのが相当である。

(2) この点、債務者は、令和5年8月6日、債権者が「納期はいつになっても構わない」旨述べたと主張するが、一件記録によっても、そのような事実は認められない。

(3) また、債権者が、本件仏像の製作に当たり、債務者に様々な要望を随時行っていたことは認められるが（乙9等）、飽くまで要望であって、引渡期限の遵守よりも優先していたとの事実は認められない。

3 一部解除の可否についての検討

(1) 上記のとおり、本件仏像は、令和5年6月を過ぎても完成しなかったものであり、本件請負契約では未履行部分と既履行部分とが存在しているものである。そして、請負契約が注文者が求める仕事を実現するための契約である以上、同契約上の仕事の未履行部分を対

象とする一部解除については、仕事の既履行部分の可分性や利益性の要件にかかわらず常に可能であり、これによって請負人に不利益が生じた場合には、請負人が注文者に対して損害賠償請求権を行使することにより解決すべきであると解するのが相当である。また、

5

このことは、本件請負契約の目的が芸術的作品の製作等の不代替的作為義務であっても、原則として妥当するものというべきである。したがって、②一部解除の要件である可分性、利益性の要件を満たしていない、③本件仏像の制作は不代替的作為義務に基づくものであるから、債務者は、本件仏像の引渡を拒否できるといった理由のみでは、債権者の債務者に対する本件契約の一部解除は直ちに否定されないものというべきである。

10

(2)ア この点、債務者は、①債務者から未完成の芸術作品である本件仏像を奪うことになるため、信義則によって民法641条の適用が制限されるとも主張する。

15

イ しかしながら、一件記録及び審尋の全趣旨によっても、債権者の対応に信義則違反を認めるような事情は存在しない。

ウ また、債務者は、債権者には展示権、同一性保持権あるいは公表権があることを主張する。

20

しかしながら、本件において、平成25年4月に債権者が債務者に本件仏像の制作を依頼して以降、債権者と債務者は、債権者が本件図面を作成して債務者に交付するなどして、協力して制作を行っている。そして、①債務者が債務者側の事情により、引渡の期日を複数回にわたって延期し、令和4年9月頃には、開眼法要の予定日を令和5年10月とすること、本件仏像の引渡日も同年8月25日

25

とすることに合意しながらも、同月になって、契約書を作成しなけ

れば引き渡さない旨主張し、本件仏像の引渡を拒否したこと（なお、債務者は、従前、契約書の作成を不要としていた（甲61の1・2）。）、

②債務者は、債権者が支払うべき報酬額が6億3360万円であるとして、当初の金額を大きく上回る金額を主張していることからす

5 れば、債権者が本件仏像を開眼法要その他の方法で公表及び展示することは少なくとも共同著作者である債権者による公表権の行使

であり、債務者が信義に反して合意の成立を妨げていると考えられる以上、債務者が債権者に対して公表権侵害を主張することは権利

10 濫用に当たるといふべきである。また、上記事情からすれば、債権者が改変を行うことは、少なくとも共同著作者である債権者による

同一性保持権の行使であり、債務者が信義に反して合意の成立を妨げていると考えられる以上、債務者が債権者に対して同一性保持権

侵害を主張することも権利濫用に当たるといふべきである。さらに、上記事情からすれば、債権者が本件仏像を開眼法要その他の方法で

15 公に展示することは、少なくとも共同著作権者である債権者による展示権の行使であり、債務者が正当な理由なく合意の成立を妨げて

いると考えられる以上、債務者が債権者に対して展示権侵害を主張することは権利濫用に当たるといふべきである。

エ 以上によれば、債権者の債務者に対する民法641条に基づく
20 一部解除は有効であると認められる。

4 本件仏像の所有権の帰属

債権者は、債務者に対し、本件仏像の制作費として、8000万円以上もの金員を支払っている。本件プロジェクト全体の総事業費が1

25 億3500万円であることについては、債権者及び債務者双方の共通認識となっていると認められるところ、本件大日如来堂の改修費用等

が約5057万円であることを考慮すると、債権者は、既に本件プロジェクト全体の総事業費を支払っている。また、債務者も、債権者から4000万円を受領していた令和2年10月の時点で、既に予定を大幅に上回る制作資金を受領している旨述べており、同額が過分なものとして認識していた。さらに、本件仏像を京仏師に依頼した場合の見積額は3965万円である(甲16)。以上によれば、本件仏像の所有権は、材料費を遙かに上回る代金の支払をした債権者にあるものというべきであり、債権者は、債務者に対し、所有権に基づく引渡請求権を有するものと認められる。のみならず、上記金額に照らせば、債権者は、本件仏像の制作費相当額の支払を既に完了しているものと認められる(なお、このことは債権者と債務者間のメールのやり取り(甲39)からも推認できる。)

5 小結

以上によれば、債権者の一部解除に基づく債務者に対する本件仏像の引渡請求権を認めることができる。

6 保全の必要性の有無

そして、本件仏像の性質等からすれば、本件仏像の仮の引渡が認められなければ(なお、保全執行は、令和5年11月29日、完了している。)、債権者に回復不能ないし困難な損害が生ずることは明らかであるから、保全の必要性も認められる。

第3 結論

以上によれば、本件仮処分決定は相当であるから認可することとし、主文のとおり決定する。

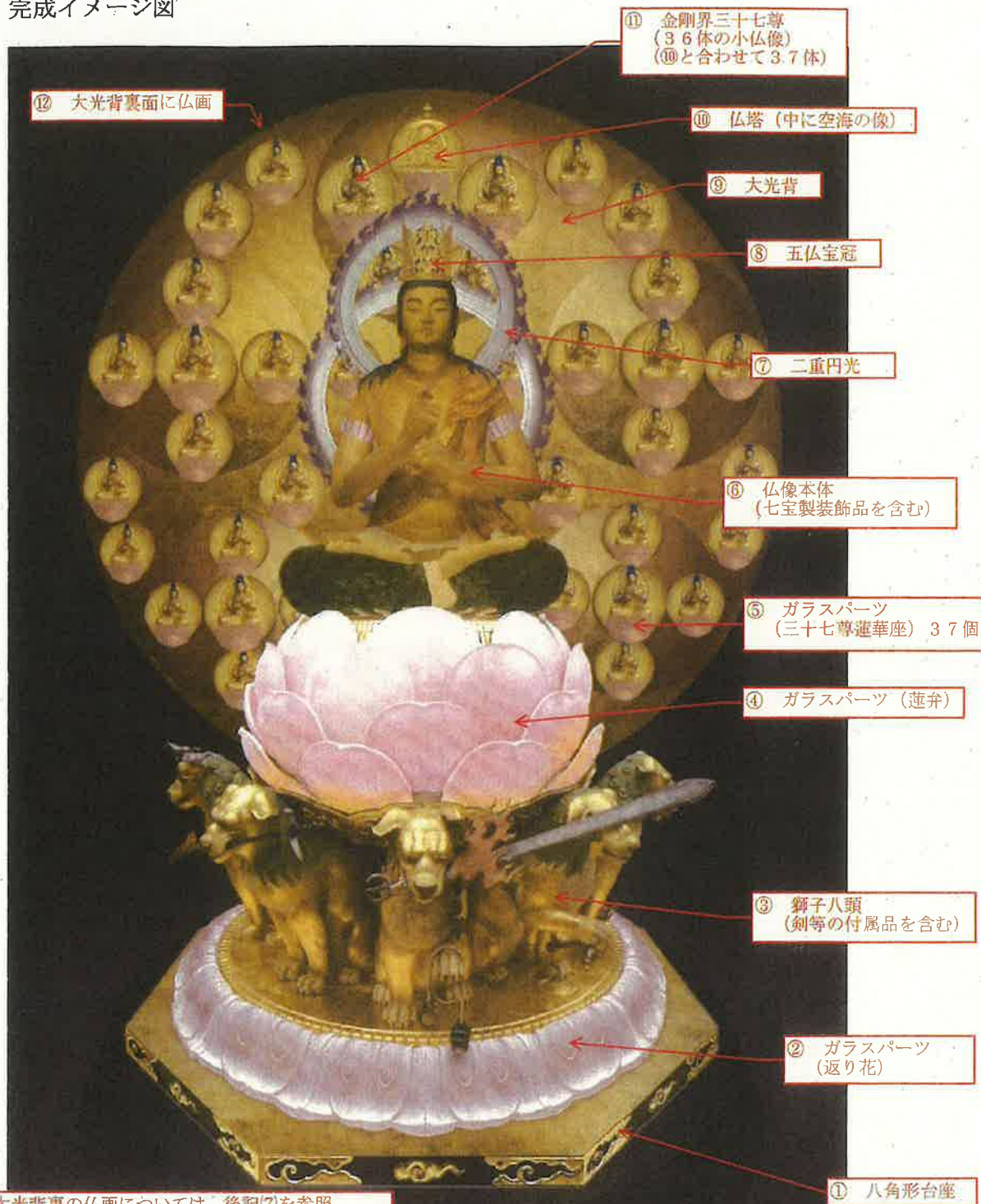
令和7年2月28日

東京地方裁判所民事第9部

裁判官 佐 野 義



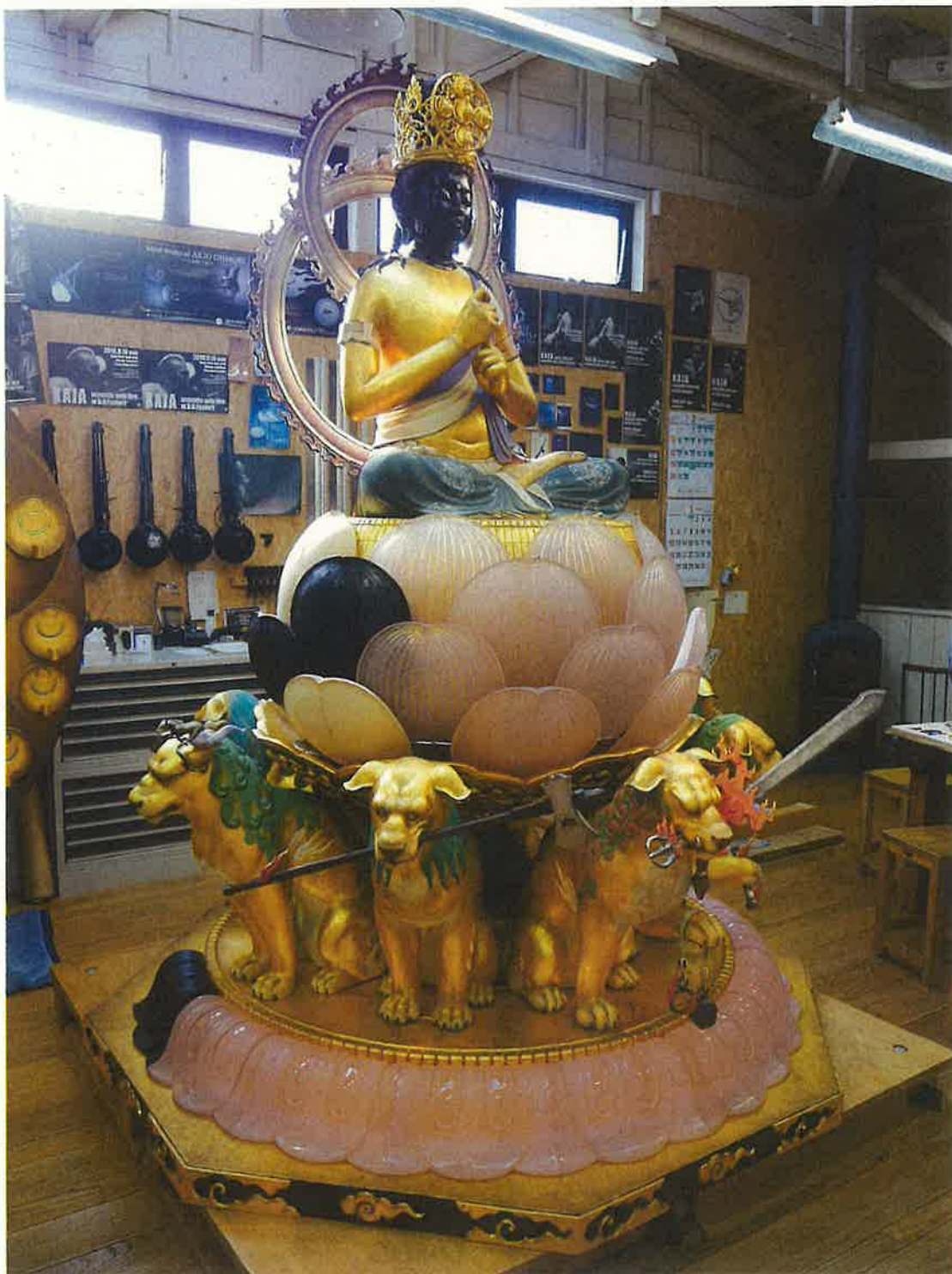
完成イメージ図



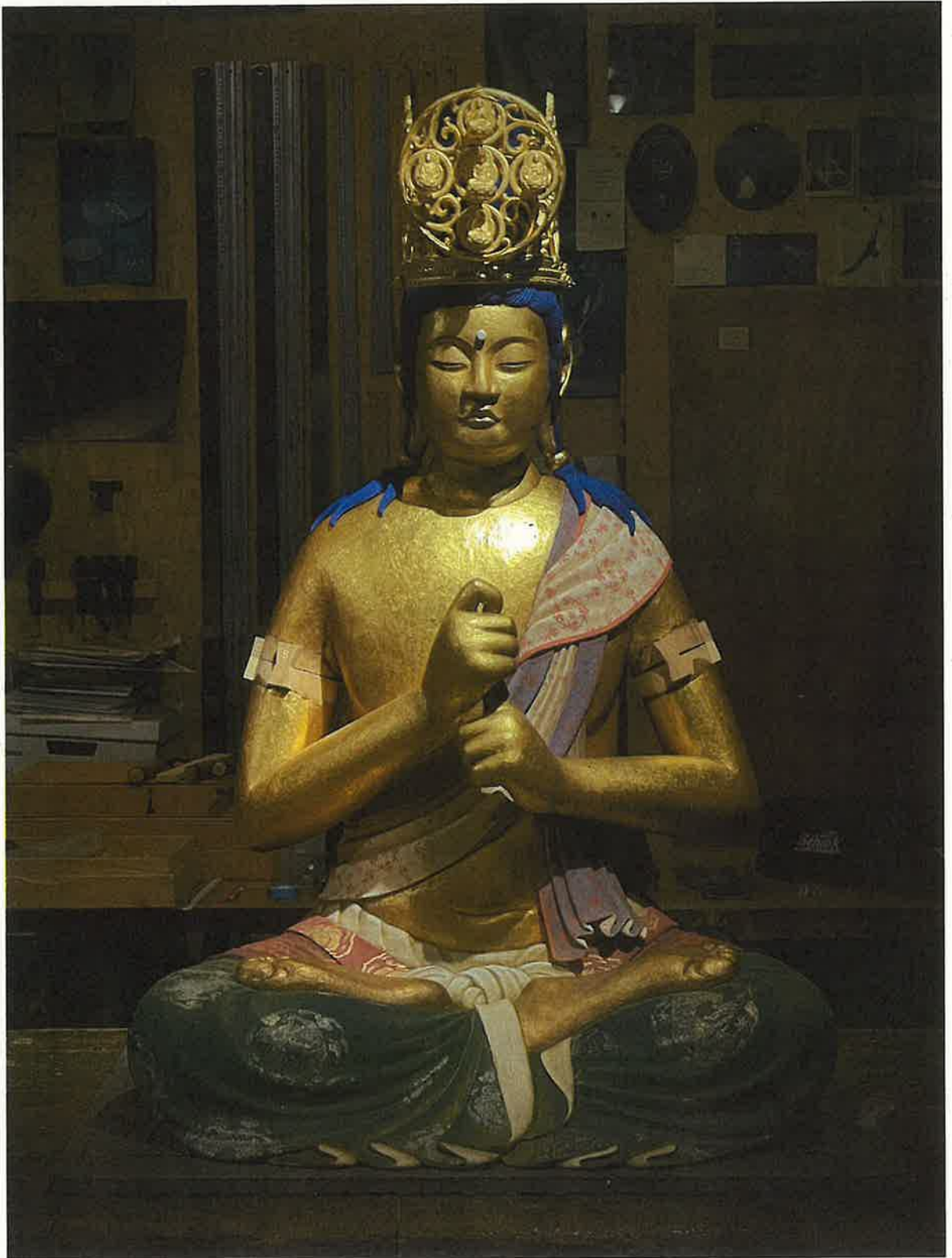
- ※ ⑫の大光背裏の仏画については、後記(7)を参照。
- ※ ⑥の仏像本体に取り付ける装飾品については、後記(8)を参照。
- ※ ②、④、⑤の各ガラスパーツについては、予備パーツがあり、これらを含む。
- ※ ⑩、⑪については、⑨大光背との接続パーツを含む。
- ※ ⑧と仏像の頭部については、レプリカとの取り違えに注意。
- ※ ⑨、⑫は、お堂の天井から吊される予定であり、そのため吊り下げ用の木材と金具等を含む。

完成イメージ図(高さ約4m)

(1) 仏像本体及び台座、獅子、蓮弁その他（令和5年2月23日時点）



(2) 仏像本体（令和5年6月5日時点）



(3) 大光背 (完成イメージ図の⑨) (令和5年6月5日時点)



(4) 金剛界三十七尊 (完成イメージ図の⑩) (令和5年2月23日時点)



(5) 三十七尊蓮華座 (完成イメージ図の⑤)



(6) 仏塔 (完成イメージ図の⑩) (令和5年2月23日時点)



(7) 大光背裏面に取り付ける仏画

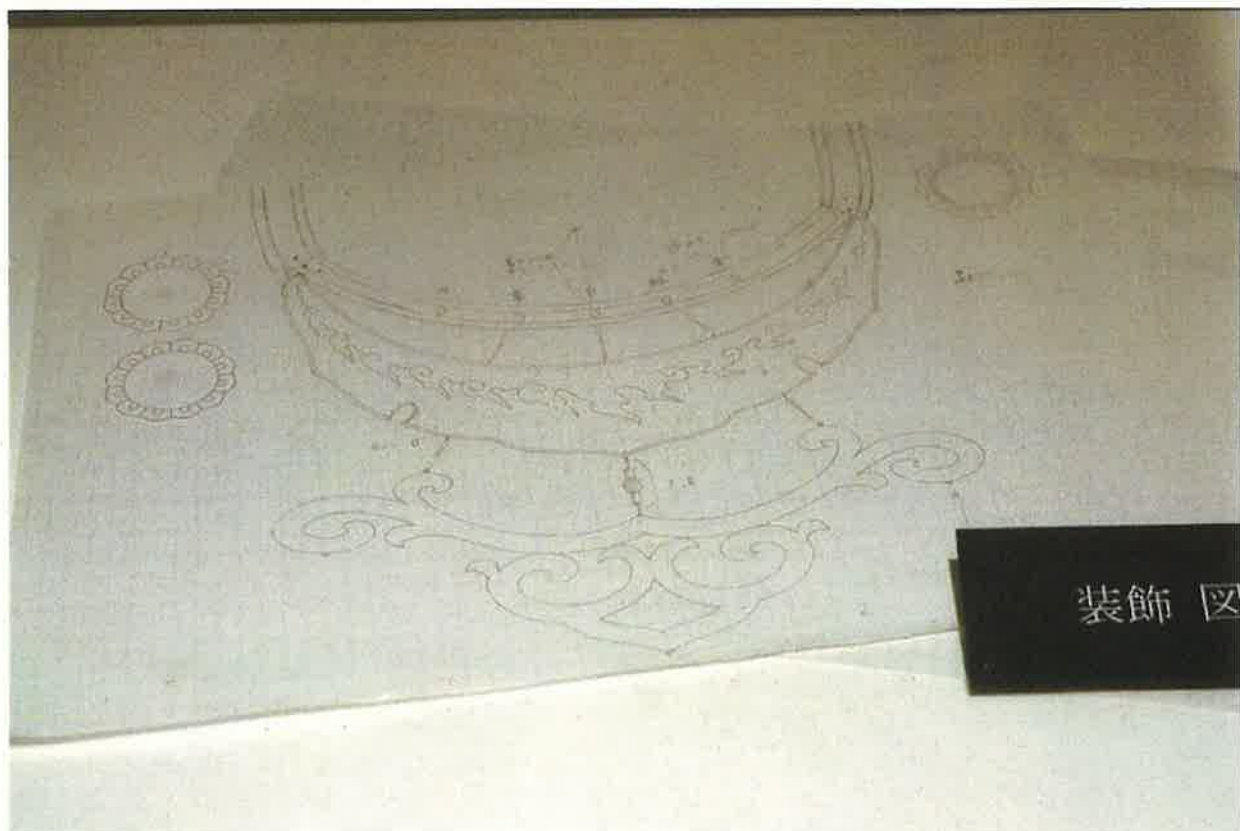


(8) 仏像本体に取り付ける七宝製装飾品及び図面









裝飾區

これは正本である。

令和7年2月28日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 中山芳巳

